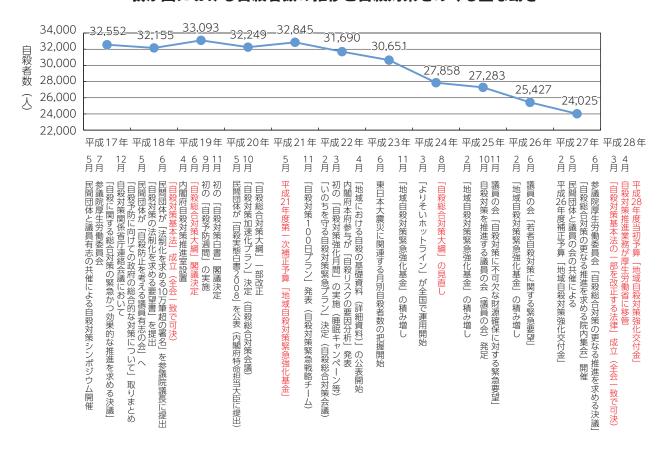
第1節

自殺対策の10年

本節では、自殺対策基本法制定に至る経緯から、自殺対策基本法の改正に至る約10年間に、我が国における自殺対策の推進の節目となった出来事について改めて振り返る。な

お、個別の施策の実施状況については、「第 3章 平成27年度の自殺対策の実施状況」を 参照されたい。

我が国における自殺者数の推移と自殺対策をめぐる主な動き



(1) 自殺対策基本法制定の経緯

我が国における年間自殺者数は、警察庁自 殺統計によると、平成10年に9年の2万4,391 人から8,472人(34.7%)増加して3万2,863 人となり、その後、15年には統計を取り始め た昭和53年以降で最多の3万4,427人となっ た。16年以降も3万人台で推移し続けた。

一方、我が国においては、平成10年に自殺者数が急増するまでは、自殺問題が行政上の課題とされることは少なく、その後も、自殺

対策について国全体としての基本方針は策定されてこなかった。国における取組は、厚生労働省におけるうつ病対策や、職場のメンタルヘルス対策を中心に、結果的に自殺予防に寄与していると認められる取組を含め、各府省がそれぞれに実施しているのが実態であった。

このような状況の下、自殺者の遺族や自殺 予防活動、遺族支援に取り組んでいる民間団 体から、「個人だけでなく社会を対象とした 自殺対策を実施すべきである」といった声が 強く出されるようになった。また、国会においても、平成17年2月に「自殺問題に関する 参考人質疑」が行われた。これらの動きが呼応して、同年5月には、「特定非営利活動法 人自殺対策支援センターライフリンク」と国 会議員有志との共催により、参議院議員会館 において、シンポジウムが開催された。さら に、同年7月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果 的な推進を求める決議」が全会一致で行われ た。



平成17年5月参議院議員会館におけるシンポジウム (NPO 法人ライフリンク提供)

この決議を受けて、政府は、一体となって 自殺対策を総合的に進めるため、12月に「自 殺予防に向けての政府の総合的な対策につい て」を取りまとめ、関係省庁が一体となった 取組に着手することとなった。

平成18年には、自殺予防活動や遺族支援に取り組んでいる民間団体が中心となって、政府の自殺対策の動きをより確実なものとし、実効性のある総合的な自殺対策を推進させるためには、自殺対策の法制化が必要であるとして、「自殺対策の法制化を求める3万人署名」と称する署名活動が全国で繰り広げられ、自殺対策の法制化を求める10万余の署名が参議院議長に提出された。

また、国会では、超党派の「自殺防止対策を考える議員有志の会」が結成され、「自殺対策基本法案」について検討が進められた。 法案は、6月8日、第164回国会参議院内閣 委員会において委員長提出法案として議題となり、即日全会一致で可決、翌9日に参議院本会議で可決され、14日に衆議院内閣委員会、15日に衆議院本会議で可決され、21日に自殺対策基本法として公布、10月28日に施行された。

(2) 自殺総合対策大綱の策定・見直しと 施策の進展

ア 最初の自殺総合対策大綱の策定

自殺対策基本法においては、政府の推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を策定することとされた。初の自殺対策の大綱を策定するに当たっては、内閣府において有識者による「自殺総合対策の在り方検討会」が開催された。大綱の素案は、同検討会が取りまとめた報告書「総合的な自殺対策の推進に関する提言」を踏まえて内閣府において作成され、平成19年6月8日、自殺総合対策会議において大綱案が決定された。同案は同日自殺総合対策大綱として閣議決定された。

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法が制 定され国を挙げて総合的な自殺対策を推進す ることとなった我が国の自殺をめぐる現状を 整理するとともに、

〈自殺は追い込まれた末の死〉

〈自殺は防ぐことができる〉

〈自殺を考えている人は悩みを抱え込みな がらもサインを発している〉

という自殺に対する3つの基本的な認識を示した。また、自殺対策基本法第2条の4つの 基本理念及び自殺総合対策の在り方検討会の 報告書を踏まえ、

- 〈1〉社会的要因も踏まえ総合的に取り組む。
- 〈2〉国民一人ひとりが自殺予防の主役と なるよう取り組む
- 〈3〉自殺の事前予防、危機対応に加え未遂 者や遺族等への事後対応に取り組む
- 〈4〉自殺を考えている人を関係者が連携 して包括的に支える

- 〈5〉自殺の実態解明を進め、その成果に 基づき施策を展開する
- 〈6〉中長期的視点に立って、継続的に進 める

という自殺対策を進める上での6つの基本的考え方を示すとともに、世代ごとの特徴を踏まえた自殺対策を推進する必要があることから、青少年(30歳未満)、中高年(30歳~64歳)、高齢者(65歳以上)の3世代に分けて、各世代の自殺の特徴と取り組むべき自殺対策の方向を示した。

また、当面、特に集中的に取り組むべきものとして、自殺対策基本法の9つの基本的施策に沿って、9項目について48の施策を設定した。

さらに、自殺対策の数値目標については、 平成28年までに、17年の自殺死亡率を20%以 上減少させることと設定し、国及び地域にお ける自殺対策の推進体制、自殺総合対策大綱 に基づく施策の評価及び管理について定め た。また、自殺総合対策大綱について、おお むね5年を目途に見直しを行うこととした。

イ 自殺対策加速化プランの策定と自殺総合 対策大綱の改定

平成10年以降、自殺者数が3万人を超える事態が続いたことに加え、20年に入ってからは、インターネット情報に基づく硫化水素による自殺が群発し、事案によっては家族や近隣住民にまで被害が生じるなど社会問題化していた。このため、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、「最近の自殺の動向を踏まえ、自殺総合対策大綱を見直す」と明記された。

これを受けて、平成20年10月31日、自殺総合対策会議において、自殺総合対策大綱の策定後1年間のフォローアップ結果等も踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るために当面強化し加速化していくべき施策を「自殺対策加速化プラン」(平成20年10月31日自殺総合対策会議決定)として決定した。

「自殺対策加速化プラン」においては、次

の9項目にわたる施策が定められた。

- (1) 「自殺の実態を明らかにする」
- (2) 「国民一人ひとりの気づきと見守りを 促す |
- (3) 「心の健康づくりを進める」
- (4) 「適切な精神科医療を受けられるようにする」
- (5) 「社会的な取組で自殺を防ぐ」
- (6) 「自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ」
- (7) 「遺された人の苦痛を和らげる」
- (8) 「民間団体との連携を強化する」
- (9) 「推進体制等の充実」

このうち、項目(4)(5)(9)に、当時の大綱の項目に明記されていなかった施策が盛り込まれている。(4)「適切な精神科医療を受けられるようにする」に、うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進が加えられており、これは、うつ病以外の精神疾患である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症についても調査研究の推進や自助活動への支援などにより対策を進めるものである。

また、(5)「社会的な取組で自殺を防ぐ」には、インターネット上の自殺関連情報対策の推進が加えられた。プラン策定の契機となった硫化水素など第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示・誘引する情報について、削除するようサイト管理者等に対して依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組支援、契約約款モデル条項の見直しによるプロバイダの対応の明確化を図ることなどが盛り込まれた。

さらに、(9)「推進体制等の充実」については、国において硫化水素による群発自殺のような特異事案の発生等への体制を整備するとともに、市町村においても自殺対策担当部局が設置されるよう働きかけを進めることとされた。

これら3つの新規項目については、自殺対策加速化プランの決定と同日の閣議において、自殺総合対策大綱が一部改正され、うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進、インターネット上の自殺関連情報対

策の推進、推進体制等の充実にかかる項目、 記述が大綱本体にも盛り込まれた。

ウ いのちを守る自殺対策緊急プラン

平成21年11月27日、年間の自殺者数が12年連続で3万人を超えることが判明したことから、自殺対策を担当する内閣府政務三役と内閣府本府参与からなる「自殺対策緊急戦略チーム」は、「自殺対策100日プラン」を取りまとめ、その中で、政府として取り組むべき「中期的な視点に立った施策」に関する提言を行った。

この提言を受けて、自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、平成22年2月5日、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が決定された。

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」においては、

- ・新たに、3月を「自殺対策強化月間」と 定め、関係府省、団体等が連携して、重 点的に広報・啓発活動を展開するととも に、心の健康相談等の関連施策を集中的 に実施すること
- ・各種相談体制の充実・強化や、適切な相 談機関へとつなぐ役割を果たすゲート キーパーの育成・拡充を図ること



平成22年度自殺対策強化月間

・自殺統計データを地域毎に詳細に分析・ 公表し、地域の実態を踏まえたきめ細か な対策が講じられるようにすること などを始め、連帯保証制度等の制度・慣行に 踏み込んだ検討、ハイリスク地やハイリスク

などを始め、連帯保証制度等の制度・慣行に 踏み込んだ検討、ハイリスク地やハイリスク 者への重点対策、自殺未遂者・遺族への支援、 政府の推進体制の強化等が盛り込まれた。

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定を受け、各府省において具体的な取組が推進されたが、中でも、プラン策定翌月の3月には、内閣府が中心となって、初めての自殺対策強化月間が実施され、集中的な広報啓発活動が展開された。具体的には、「睡眠キャンペーン」の実施、「自殺対策強化のための基礎資料」の公表、ハローワーク等での対面型相談支援(総合相談会)の実施等が行われた。

エ 平成24年の自殺総合対策大綱の見直し の経緯

平成19年6月に閣議決定された自殺総合対策大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされていた。大綱の見直しに当たっては、まず自殺対策推進会議において、関係府省のヒアリングを行い、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握した上で会議としての意見が取りまとめられ、内閣府特命担当大臣(自殺対策)に報告された。

また、有識者のほか、現大綱の下で実際に自殺対策の推進に当たってきた現場の声を新大綱に反映させることが必要であると考えられたため、内閣府特命担当大臣(自殺対策を一層推進するための特命チーム」が置かれ、新たな自殺総合対策大綱において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体等との協働を一層進めるため、現場における現状と課題、今後の取組方針や行動計画等についてヒアリング等を行い、それに対する政府の役割を中心に議論を行った。このほか、全国の民間団体の声を聴くための民間団体ヒアリングを行った。これらのヒアリング等における有識者の意見

や現場の声などで得られた知見を踏まえ、内閣府において新しい自殺総合対策大綱の素案を作成し、平成24年8月9日に自殺総合対策会議(持ち回り開催)で決定された。その後、同月10日の自殺対策推進会議で素案について報告して有識者から意見を伺い、同日から17日まで意見公募を行った上で、同月28日に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された。

オ 平成24年大綱見直しのポイント

新たな自殺総合対策大綱では、副題と冒頭において「誰も自殺に追い込まれることのない社会」という目指すべき社会が提示され、これまでの自殺総合対策大綱の下での取組について総括した上で、今後の課題として、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換が指摘されている。

また、自殺総合対策の基本的な考え方として、「政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する」、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」の2つが追加されるとともに、当面の重点施策として、「自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及」、「様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進」、「大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進」、「児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」、「生活困窮者への支援の充実」などの施策が新たに盛り込まれている。

さらに、推進体制等について、「国、地方 公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協 働するための仕組み」、「中立・公正の立場か ら本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達 成状況等を検証し、施策の効果等を評価する ための仕組み」を設けることとしている。

なお、自殺対策の数値目標について、平成28年までに、自殺死亡率を17年と比べて20%以上減少させることとしており、また、大綱については、おおむね5年を目途に見直しを行うこととしている。

(3) 国における自殺対策の推進体制

自殺対策基本法に基づき、内閣官房長官を 会長とし、内閣総理大臣が指定する関係閣僚 を構成員とする「自殺総合対策会議」が設置 された。同会議は、大綱の案の作成のほか、 自殺対策に必要な関係行政機関相互の調整、 自殺対策に関する重要事項について審議し、 その実施を推進することとされ、各府省にま たがる自殺対策を統括し推進するための枠組 みとしての機能を担っている。また、19年4 月、内閣府に自殺対策推進室が設置され、 自殺総合対策会議の事務局機能を担うこと とされた。同室においては、自殺総合対策 大綱の下、企画・立案・総合調整に関する 事務を行っており、地方公共団体や自殺防 止等に関する活動を行っている民間団体と も連携しつつ総合的な自殺対策を推進して きた。

自殺総合対策会議の下には、有識者等による自殺対策推進会議(平成20年~25年)、自殺対策検証評価会議及び自殺対策官民連携協働会議(25年~)が置かれ、施策の実施状況の評価並びにこれを踏まえた施策の見直し及び改善等についての検討に民間有識者等の意見を反映するための枠組みを整えた。

さらに、平成22年には、自殺総合対策会議の下に、内閣府特命担当大臣(自殺対策)、国家公安委員会委員長、総務大臣、厚生労働大臣を共同座長とし、自殺対策に特に重要な役割を果たす府省の副大臣・政務官等によって構成される自殺対策タスクフォースが設置された。24年9月には、タスクフォースに代わり、内閣府特命担当大臣(自殺対策)を座長とし、関係府省の副大臣等によって構成される自殺対策の機動的推進のためのワーキングチームが設置された。

また、平成18年10月1日に国立精神・神経センター(現:国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター)精神保健研究所に設置された「自殺予防総合対策センター」は、自殺対策に関する情報の収集・発信、調査研究、研修等の機能を担う機関として位置

付けられてきた。

※これらの業務に関する平成27年度以降の動きについては、(5)を参照。

(4) 地域における自殺対策の推進ア 地域における連携・協力の進展

自殺対策基本法において、地方公共団体は、 地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施 する責務を有すると定められている。地域の 多様な関係者の連携・協力を確保しつつ総合 的な自殺対策を推進する上で、地域で総合行 政を実施し、地域住民と身近で関わっている 地方公共団体は、重要な役割を担っている。

自殺対策基本法の成立や自殺総合対策大綱の策定を受け、各都道府県において、自殺対策を担当する部局等が明確化されるとともに、平成20年度末までに全都道府県において様々な分野の関係機関・団体により構成される自殺対策の検討の場として、自殺対策連絡協議会等が設置された。現在、各地方公共団体において、自殺総合対策大綱を踏まえた総合的な自殺対策に関する計画づくり、地域で活動している自殺対策に関係する様々な団体等と密接に連携・協力しつつ一体となって自殺対策を推進することができるような体制の構築等、地域の状況に応じた多様な自殺対策に関する活動が行われている。

なお、自殺予防総合対策センターが平成27 年3月に実施した調査によると、地方公共団体において自殺対策の推進に関する推進計画 を作成している、あるいは地方公共団体における総合計画や基本計画の中に自殺対策を位置付けていると回答したのは、46都道府県、20政令指定都市、539市区町村となっている。

こうした地方における取組を支援し、国と 地方とで連携して自殺対策を推進するため、 内閣府では、関係省庁の協力の下、都道府県 及び政令指定都市の自殺対策主管部局に対 し、政府の方針、予算、地域自殺対策緊急強 化事業について情報提供を行うとともに、情 報交換等を行う場として、全国自殺対策主管 課長等会議を平成20年度から随時開催してき た。また、各地方公共団体における地域の特 性に応じた施策の推進に資するため、毎月、 警察庁から自殺統計原票データの提供を受 け、市区町村別まで集計し、都道府県を通じ て情報提供を行うとともに、ホームページで 公表してきた。なお、自殺統計原票データの 集計業務については、22年9月に内閣府経済 社会総合研究所の下に置かれた分析班におい て行っていたが、24年以降は内閣府自殺対策 推進室に引き継がれた。

地方公共団体における自殺対策に関する計画の策定状況

	都道府県・政令指定都市		市区町村	
	回答数	割合	回答数	割合
自殺対策に関する計画がある (総合計画・基本計画において自殺対策が位置 づけられている場合を含む)	66	98.5%	539	45.9%
自殺対策に関する計画がない	1	1.5%	613	52.2%
未回答・不詳	0	0	23	2.0%
合計	67	100%	1175	100%

注)各回答の割合の合計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

資料:国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防総合対策センター (現:自殺総合対策推進センター) 「都道府県・政令指定都市および市区町村における自殺対策の取組状況に関する調査(平成27年度)」より厚生労働省作成

注)調査時点における政令指定都市を除く市区町村の数は、1,721である。

¹ 平成28年4月1日に「自殺総合対策推進センター」に改組されているが、原則として改組前の取組については旧称を使用している(次章以降も同様。)。

イ 地域自殺対策緊急強化事業〈地域自殺対策緊急強化基金の概要〉

内閣府では、「地域における自殺対策力」 を強化するため、平成21年度補正予算におい て100億円の予算を計上し、都道府県に当面 3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化 基金」を造成した。これは、平成10年以降、 年間の自殺者数が11年連続して3万人を超え たこと、また、厳しい経済情勢を背景とした 自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債 務問題の深刻化への懸念から、追い込まれた 人に対するセーフティーネットの一環とし て、地域における自殺対策の強化が喫緊の課 題となっていたことを踏まえたものである。 当時、地方公共団体における総合的な自殺対 策は、国における自殺対策の本格的な推進を 受けて数年前から開始したところが多く、本 格的な取組が全都道府県で行われているとは 言えず、市町村に至っては、20年10月末に決 定した自殺対策加速化プランに基づき自殺対 策担当の部局等が設置されるよう働きかけを 行ったばかりという状況にあった。

地域自殺対策緊急強化基金の100億円の予算については、各都道府県の人口や自殺者数等に基づき配分され、各都道府県では、条例を制定するとともに、実施事業の内容等を盛り込んだ計画を策定し、執行された。基金事業の内容については、国が提示した対面型相談支援事業、電話相談支援事業、人材養成事業、普及啓発事業及び強化モデル事業の5つのメニューの中から、各都道府県が地域の実情を踏まえて選択し、実施された。

基金事業の効果については、「地域自殺対策緊急強化基金評価・検証チーム」(平成24年度)及び自殺対策検証評価会議(平成25年度以降)において、事業実績を基にした定量的な分析と地方公共団体へのヒアリング等による定性的な分析の両面から検証・評価が行われた。

〈平成22年度補正予算による対応〉

平成22年10月に閣議決定された「円高・デ

フレ対応のための緊急総合経済対策」を踏ま え、これまで住民生活にとって大事な分野で ありながら、光が十分に当てられてこなかっ た分野として地方消費者行政、DV対策・自 殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づ くりに対する地方の取組を支援する交付金と して「住民生活に光をそそぐ交付金」が創設 され、1,000億円の予算が計上された。

この交付金は自殺対策も対象としており、 各都道府県が実施する地域自殺対策緊急強化 事業にも充当されることとなった。これに合 わせ、地域自殺対策緊急強化基金による事業 も24年度末まで実施できるよう、各都道府県 からの申請により期限の延長を可能とした。

また、厚生労働省では、平成22年度補正予算において、既に都道府県に設置されている地域自殺対策緊急強化基金の中で、一般かかりつけ医と精神科医療機関との連携体制の構築のための事業、及び精神科医療機関の従事者に対する研修事業が実施できるよう、うつ病医療体制強化事業として7.5億円を追加した。なお、本事業は23年度で終了している。

〈平成23年度第3次補正予算による対応〉

平成23年の月別の自殺者数は、3月まで前年同月に比べ減少していたが、4月から増加に転じ、特に5月は3,375人と大幅に増加した。東日本大震災の影響は、被災地域や被災者の避難先地域を始め、経済情勢の激変や社会不安の増大を通じて全国に広がっていると考えられ、自殺対策を取り巻く状況が一段と厳しさを増していることから、緊急的に地域における対策を強化することが必要となった。

このような状況を踏まえて、内閣府では、 平成23年度第3次補正予算において、地域自 殺対策緊急強化基金への積み増し分として37 億円を計上するとともに、24年度末まで期限 を延長し、被災3県及び全国(除く被災3 県)において、被災者の心のケア対策や孤立 化防止のサロン活動、相談窓口、訪問支援等 の整備、復旧、震災関連自殺の予防対策等を 早急に実施して深刻な事態の招来を食い止め ると同時に、一段と厳しさを増している自殺 対策を取り巻く状況に対して万全の対策が講 じられるようにした。

〈平成24年度第1次補正予算による対応〉

平成24年8月に見直しが行われた新たな自 殺総合対策大綱では、「地域レベルの実践的 な取組を中心とする自殺対策」への転換の重 要性が掲げられるとともに、自殺未遂者への 支援や若年層の自殺死亡率の増加など、新た な課題への取組の必要性が盛り込まれた。ま た、平成24年の自殺者数は3万人を下回った ものの、経済状況の悪化や震災の影響等によ り、依然として予断を許さない状況であり、 地域の取組をより一層推進していく必要が あった。

このような状況を踏まえ、内閣府では、平成24年度第1次補正予算において、地域自殺対策緊急強化基金への積み増し分として30.2億円を計上するとともに、25年度末まで期限を延長し、新たな大綱を踏まえた地域における自殺対策の体制整備や取組の推進を図ることとした。

〈平成25年度第1次補正予算による対応〉

我が国の自殺者数は、平成24年に3万人を下回り、平成25年には前年をさらに下回ったものの、依然として高い水準で推移しており、深刻な状況に変わりはなく、引き続き地域における自殺対策を推進する必要があった。

このような状況を踏まえ、内閣府では、平成25年度第1次補正予算において、地域自殺対策緊急強化基金への積み増し分として16.3億円を計上するとともに、26年度末まで期限を延長し、地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施できるようにした。

〈平成26年度以降の対応〉

平成26年度補正予算において、後述の地域 自殺対策強化交付金が措置された一方、地域 自殺対策緊急強化基金についても、使途を東 日本大震災における避難者又は被災者向けの 自殺対策に限定した上で、実施期限を平成27 年度末まで延長した。これは、東日本大震災 における避難者又は被災者向けの自殺対策に ついては、基金造成から5年(東日本大震災 発災から3年)経過した当時においてもな お、自殺対策を行う体制が整っておらず安定 的かつ効率的な事業の実施が見込めない状況 であったため、基金による事業の実施が望ま しいと判断されたためである。なお、27年度 においても、東日本大震災避難者・被災者向 け自殺対策の重要性に鑑み、基金事業の実施 期限を28年度末まで延長した。

〈地域自殺対策強化交付金〉

我が国の自殺者数は、平成24年以降3万人を下回っているものの、依然として、急増した平成9年以前の水準にまで戻っておらず、特に20歳代以下については、自殺者数の減少幅は他の年齢階級に比べて小さいものにとどまっていた。

若年層向け自殺対策や、経済情勢の変化に対応した自殺対策など、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における「自殺対策力」の更なる強化を図る必要があることから、内閣府では、平成26年度補正予算において、地域自殺対策強化交付金として、25億円を計上した。同交付金については、27年度に繰越しを行い、同年度に実施する自殺対策事業に充てられるよう対応を行った。

(5) 自殺対策業務の厚生労働省への移管 を踏まえた対応

〈国における推進体制の見直し〉

平成27年1月に閣議決定された「内閣官房 及び内閣府の業務の見直しについて」におい て、自殺対策の推進業務は厚生労働省へ移管 することとされた。9月には、業務移管に必 要な法整備を行う「内閣の重要政策に関する 総合調整等に関する機能の強化のための国家 行政組織法等の一部を改正する法律」が成立 し、同法に基づき、28年4月1日をもって業務が移管された。

自殺対策基本法の施行以来、内閣府におい て自殺総合対策大綱を2度策定し、これに 沿った様々な取組が進められてきた結果、自 殺者数が約2万4,000人まで減少するなど、 着実に成果を出してきた。一方、今後、地域 レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策 への転換を一層進め、健康問題や経済的困窮 を始めとする自殺の背景にある様々な要因に 対して、地域において自殺対策の中核を担っ ている自治体の保健・福祉部局等や、経済的 な自立を支えるハローワークなどの現場と緊 密に連携することがますます重要となると考 えられた。このため、今般の業務見直しにお いては、こうした現場と関連が深い厚生労働 省に移管することで、取組体制の更なる強化 を図ることになったものである。

本業務移管に伴い、自殺総合対策会議の会長は厚生労働大臣とされ、事務局も厚生労働省に移管された。また、平成28年4月1日に厚生労働省に自殺対策推進室が設置され、内閣府の担ってきた事務を引き継ぐこととされた。さらに、後述する「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」を踏まえ、同日付で、厚生労働大臣を長とする「自殺対策推進本部」を設置し、多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、労働その他の関連施策の有機的連携を図り、省内横断的に取り組んでいくこととした。

なお、自殺予防総合対策センターについては、後述する「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」に基づき、今後の業務の在り方について厚生労働省において有識者を交えて検討を行い、平成27年7月に報告書を取りまとめた。同報告書及び同決議を踏まえ、平成28年4月1日に自殺予防総合対策センターを自殺総合対策推進センターに改組し、組織体制について地域連携推進室を新設するなどの強化を図ることとした。国における対策を総合的に支援する視点からは

・精神保健的な視点に加え、社会学、経済

学、応用統計学等の学際的な視点

- ・民学官でPDCAサイクルを回すためのエ ビデンスに基づく政策支援 に、
- 地域レベルの取組を支援する視点からは、
 - ・民間団体を含む基礎自治体レベルの取組 の実務的・実践的支援の強化
- ・地域が実情に応じて取り組むための情報 提供や仕組みづくり(人材育成等) に取り組んでいくこととした。

〈平成28年度当初予算における対応〉

これまでの地域自殺対策緊急強化事業は、 基金にせよ交付金にせよ、年度途中において 自殺対策を取り巻く環境が予断を許さない状 況に置かれ、その対処が必要になったという 事情を踏まえ、その都度補正予算での措置が 行われてきた。一方、地域における自殺対策 の推進について、施策の検証・評価を行いな がら中長期的視点に立って継続的に進めるた めには、当該地域における継続的かつ安定的 な財源の確保が課題であり、地方公共団体の みならず、自殺対策に取り組む民間団体や自 殺対策に関心を持つ国会議員からも安定的な 財源による地方への支援が要望され、後述の 「自殺総合対策の更なる推進を求める決議 | においても指摘がなされた。内閣府では、平 成28年度予算概算要求において、地域におけ る自殺対策に係る自主的な財源も組み合わせ つつ、継続的な対策を後押しするため、地域 自殺対策強化交付金として25億円を要求し、 全額が厚生労働省予算として計上された。

(6) 自殺対策基本法の改正 ア 自殺対策基本法改正の経緯

自殺対策基本法の施行から10年が経過しようとする中、自殺対策に取り組む民間団体や自殺対策を推進する国会議員を中心に、我が国の自殺対策を更に強化し、加速させるために、この10年間に蓄積された様々な知見や経験を踏まえた自殺対策基本法の見直しが必要であるという機運が高まってきた。

平成27年5月、「自殺対策支援センターラ

イフリンク」の主催、「自殺対策全国民間 ネットワーク」、「自殺のない社会づくり市区 町村会」及び「自殺対策を推進する議員の 会」の共催により、自殺総合対策の更なる推 進を求める院内集会が開催され、自殺対策を 推進する議員の会に対し、自殺対策基本法の 改正を始めとする12項目からなる要望書が提 出された。





自殺総合対策の更なる推進を求める院内集会(NPO法人ライフリンク提供)

これを受けて、国会においても、同年6月2日、参議院厚生労働委員会において自殺総合対策等をテーマとした審議が行われ、「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」が全会一致で可決された。決議においては、我が国の自殺問題について、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できないとの認識を示

した上で、自殺対策基本法の施行から来年で 十年の節目を迎えるに当たり、政府に対し、 自殺問題に関する総合的な対策の更なる推進 を求めるとともに、立法府の責任において、 自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組む ことなどが盛り込まれた。

自殺総合対策の更なる推進を求める決議(概要)

平成27年6月2日 参議院厚生労働委員会

- ▶ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、立法府の責任において、自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組む決意である。
- 政府においても、次の事項について、迅速かつ確実に必要な措置を講ずることによって、自殺対策を「地域レベルの実践的な取組」による「生きる支援」として再構築し、自殺総合対策の更なる推進を図るべきである。
- 1. 「いのち支える自殺対策」という概念を前面に打ち出すこと。
- 2. 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進すること。
- 3. 常に関連施策を連動させながら推進すること。
- 4. 自殺対策業務について、厚生労働省に設置する部署は、専ら自殺対策を推進する業務を担うこととするとともに、省内横断的な組織とすること。その際、課長級を含めて内閣府からポストを移管することによって、専任の課長級の管理職を配置すること。
- 5. 自殺予防総合対策センターの業務及び体制を抜本的に見直し、民学官協働型の組織として改編し、全国の地域自殺予防情報センターも、その在り方を抜本的に見直し、都道府県及び市町村の自殺対策を直接的かつ継続的に支援する組織として体制及び機能の強化を図ること。
- 6. 都道府県及び市町村に、「いのち支える自殺対策行動計画」の策定を義務づけること。
- 7. 平成28年度予算において、事前に都道府県及び市町村から意見を聴き、その意見を踏まえ、内閣府が必要かつ十分な予算を要求し、地域自殺対策予算の恒久財源を確保すること。
- 8. 「いのち支える自殺対策」を寄り添い型相談支援事業(寄り添いホットライン)及び生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業と効果的に連動させ、「いのちのセーフティーネット」を確保すること。
- 9. 全ての都道府県に家族を自殺で亡くした遺族に対して支援情報を提供するための仕組みを構築すること。
- 10. 自殺未遂者を支援する専門家を養成し、拠点病院が自殺未遂者支援の専門家を他の医療機関や相談機関等に派遣する体制を構築するとともに、親族等が継続的かつ安定的に支援を受けることができる体制を整備すること。
- 11. 全ての児童生徒を対象に「SOSの出し方教育(自殺の0次予防)」を実施すること。

具体的な改正案の検討は自殺対策を推進する議員の会を中心に行われ、同会において5回にわたり計28団体へのヒアリングを行ったほか、関係府省等へ意見照会を行い、インターネット上で意見公募を行った上で、平成27年11月25日、議員の会としての改正案が取りまとめられた。

改正案は平成28年2月18日の参議院厚生労働委員会に「自殺対策基本法の一部を改正する法律案」として委員長提案で提出されて全会一致で可決され、同月24日に参議院本会議においても全会一致で可決された。3月18日に衆議院厚生労働委員会、同月22日には衆議院本会議においてそれぞれ全会一致で可決され、成立し、4月1日から施行された²。

イ 自殺対策基本法の一部を改正する法律の 概要

①目的規定の改正(第1条)

目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」が加えられた。

②基本理念の追加(第2条)

自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならないことを自として、実施されなければならないこと、また、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないことが規定された。

③国の責務の改正(第3条第3項)

国は、地方公共団体に対し地方公共団体の 責務が十分に果たされるように必要な助言そ の他の援助を行うものとされた。

④自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条) これまで自殺総合対策大綱に基づいて行われていた自殺予防週間(9月10日から9月16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)を法律上位置付けた。

⑤関係者の連携協力 (第8条)

国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとされた。

⑥都道府県自殺対策計画等(第13条)

都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の 実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定 めるものとされた。また、市町村は、自殺総 合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに 地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画 を定めるものとされた。

⑦都道府県・市町村に対する交付金の交付 (第14条)

⑥に規定する計画を策定して自殺対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、国は、これらの計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、予算の範囲内で交付金を交付することができることとされた。

⑧基本的施策の充実(第15条~18条)

調査研究等の推進・体制の整備、人材の確保等、心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等、医療提供体制の整備の各施策に係る条文の修正・追加がなされた。

⑨必要な組織の整備 (第25条)

政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとされた。

² 法案成立を直前に控えた3月19日には、自殺対策に取り組む実務家や研究者、政策立案者等らが参加する「日本自殺総合対策学会」による改正法案についてのフォーラムが開催された。

自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

目的規定の改正 (第1条)

○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題 となっていること」を追加

基本理念の追加 (第2条第1項・第5項)

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない
- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない

国の責務の改正 (第3条第3項)

○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助

自殺予防週間・自殺対策強化月間 (第7条)

- 自殺予防週間 (9月10日~9月16日) を設け、啓発活動を広く展開
- 自殺対策強化月間(3月)を設け、自 殺対策を集中的に展開

関係者の連携協力 (第8条)

国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力

都道府県自殺対策計画等 (第13条)

○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める

都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)

○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な 事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

基本的施策の拡充

〔調査研究等の推進・体制の整備〕 (第15条)

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

〔人材の確保等〕 (第16条)

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等 との連携協力を図る旨の規定を追加

〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)

- ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定
- ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

〔医療提供体制の整備〕 (第18条)

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

必要な組織の整備 (第25条)

○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

施行期日(附則)

○ 平成28年4月1日から施行

column 1

民間団体の取組を振り返る

自殺総合対策を動かしてきたもの

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク 代表 清水康之

【1. 原動力となった「声なき声」】

いまもライフリンクの事務所に大切に保管してある手紙の束がある。10年前、「自殺対策の法制化を求める3万人署名¹」を展開した際、署名と共に全国から送られてきたものだ。

「父親を自殺で亡くしました。あのとき何もできなかった分、署名を集めたので送ります」と、30代の男性から。お子さんを亡くした親御さんからは「周りに声を掛ける勇気がなく夫婦の分しか送れませんが、どうかよろしくお願い致します」と。自殺未遂を繰り返しているという女性から「ひとりでも多くの命が救われますように」と綴られた手紙もあった。署名を呼び掛けたひと月半の間に寄せられた手紙は1000通以上。署名も想像をはるかに超えて、10万筆以上集まった。

「自己責任」という言葉が巷にあふれ、「自殺は個人の問題」とされていた時代である。「死にたい 奴は勝手に死なせろ」「自殺は人間の権利だ」「自殺対策なんてやっても無駄」といった否定的な言説 が声高に叫ばれていた中で、それまで掻き消されてきた「声なき声」が共振し始めたのを私は感じた。日本の自殺対策の大きな転換点。署名活動を契機に、社会の中で「何とかせねば」という意志が、「放っておけ」という無関心を、凌駕し始めたのである。

【2. 党派を超えた国会議員たちの結束】

こうした動きに、国会も応えた。故・山本孝史議員(民主・当時)が、自殺で親を亡くした子どもたちの「声なき声」を聴き、自殺対策の法制化に向けて動き出していた。「政治家の使命は国民の命を守ること」との山本議員の信念に、同じ参議院の超党派議員が深く共鳴。尾辻秀久議員と武見敬三議員(自民)、柳澤光美議員(民主・当時)と木庭健太郎議員(公明・当時)、福島みずほ議員(社民)と小池晃議員(共産)が、一致結束して自殺対策の法制化に挑むことを決めた。

しかし、当時(平成18年の春)は、与野党の対立がとりわけ激化しており、超党派の動きに対する国会内での風当たりが強かった。自殺対策は、野党にとっては「時の政権を批判する絶好の武器」であり、与党にとっては「イメージが暗くて扱いたくないテーマ」である。そんな自殺対策の法制化に向けた交渉は、一歩でも踏み外せば頓挫する、まさに綱渡りの連続だった。

私は、抗がん剤の副作用に苦しみながらも同僚議員の説得に奔走していた山本議員の姿を、いまでも鮮明に覚えている。超党派で法制化を進めることに反対されたとき、「これは俺の置き土産だか

ら」と、賛同を迫ったときの鬼気迫る表情だ。余命宣告を受けていた山本議員のためにと超党派の議員が各党内を説得し、平成18年6月15日、国会閉会の前日に自殺対策基本法を成立させた。

写真

〈平成18年6月 扇参議院議長に10万人分の署名を提出〉 一番左が筆者。左から三番目が山本議員。



【3. 自殺総合対策という発想】

自殺対策基本法は大きく2つの意味で、日本の自殺対策を根底から変えた。「個人の問題」とされていた自殺を「社会の問題」との認識に改めさせ、自殺対策を「ボランティア活動」から「行政の仕事」に変えた。これにより、自殺問題の社会化が実現し、日本の自殺対策が動き出した。

特徴的なのは、個々の問題解決に取り組む「対人支援」の強化だけでなく、問題を複合的に抱え

る人に対して包括的な支援を行うための「地域連携」を強化すること。さらに「自殺総合対策」として、様々な制度や社会の仕組みまで変えようとしていることだ。自殺総合対策大綱の副題にある通り、日本の自殺対策は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指している。

実際にこの10年間で、自殺対策に関する社会的な枠組みは大きく変わった。「全自治体の自殺統計の公表」や「民間団体及び市区町村の全国ネットワークの設立」。「全国的な啓発や相談事業推進のための自殺対策強化月間の設定」や「財政難の自治体でも事業を行えるように政府が支援する地域自殺対策予算の確保」など。結果、自殺対策が全国各地で展開されるようになった。

【4. いのち支える関係者の信頼関係】

そうやって進められてきた日本の自殺対策に関して、私は数年前から危機感を抱くようになった。年間自殺者が3万人を下回ったことで自殺問題に関するメディアの報道が減り、あわせて社会的な関心も急速に低下してきている。日本では依然として交通事故死者数の約6倍、1日平均66人、年間2万4千人が自殺で亡くなっており、自殺率は先進7か国の中で突出して高いにも関わらず、このままだと「自殺対策はもうこれで十分」とされかねないという危機感である。

そこで、ならばいっそ「自殺総合対策の抜本的改革」を呼び掛けようと考えた。そしてそのタイミングは「基本法の施行から10年の節目」しかないとも考えた。この10年間、自殺対策(いのち支える活動)を共に進めてきた全国の民間団体の仲間や自治体の関係者、それに基本法が成立してからもずっと共闘してきた超党派の国会議員や国会関係者に、そうして改革を呼びかけてみた。

返ってきた答えは「ぜひやろう」だ。しかも、誰ひとり躊躇せず、瞬間的に賛同してくれた。一年以上前から水面下で準備を始め、様々な難題を共に乗り越え、そして実現させたのが、「基本法の改正+政府の体制強化+地域予算の恒久化」という大改革である。何ひとつ偶然実現したことなどない自殺総合対策の10年間だったが、だからこそ、現場と研究、それに国会や行政が、利害を超えて結束できる信頼関係を築くことができた。「誰も自殺に追いこまれることのない社会」の実現に向けて、この輪をもっともっと広げていかなければならない。

¹ 国会に「年間自殺者3万人」の重みを理解してもらおうと、ライフリンクが中心になって平成18年4月15日から展開した署名運動。結果的に、約一か月半で10万1055人分の署名が集まった。

COLUMN 2

遺族支援の取組を振り返る

自死遺族支援の取組~10年を振り返っての所感と今後の展望について

特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター 代表 杉本脩子

自殺対策基本法では、第1条目的において遺された親族などの支援充実が明記されている。我が 国で遺族の支援を記した法律は、自殺対策基本法のみである。諸外国においても、遺族支援を法律 で定めているところは極めて珍しいと思う。

自殺を防ごうというだけでなく、多くの人が自らいのちを絶っている現実から目をそらさずに、 遺された人たちを社会全体で支えようという基本理念は画期的なものだ。

特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センターでは、平成27年1月に47都道府県の自死遺族支援事業現況調査を行ったところ、43都道府県が行政として何らかの自死遺族支援を行っていること、行ってないと答えた4県でも民間による事業があると報告された(表1参照)。

事業の実施内容は、安心して胸のうちを語り合える場としての遺族のつどいや、個人面談、電話相談があり、社会の理解を深めるための啓発活動もなされている(表2参照)。遺族のつどいは、現在は47都道府県すべてで開かれており、総数で140近くのグループが継続的に活動している(表3参照)。苦しい体験を経た多くの遺族が声をあげ、実際にグループに携わったり、各地の自殺対策協議会などの委員を務めている遺族も多い。また、法律問題に特化した相談活動を行っている弁護士や司法書士、仏教やキリスト教関係者による宗派を超え魂の救済をも視野に入れた相談活動など、多岐にわたった取組が展開されるようになった。

10年前には十指にも満たない民間団体のみが遺族のつどいを行っていたことを思い起こすとき、法律に定められたことの意義がいかに大きいかよくわかる。

個人で対処すべきとされていた死別後の困難に社会が関与することは、成熟した共生社会の在りようとして非常に重要で、一層の広がりと質の充実が求められる。

一方、前述の活動はすべて成人を対象としていて、遺された子供達の支援は進んでいない。支援活動の対象についてのアンケート回答でも、親やきょうだいを亡くした子供達を対象とした活動がいかに少ないか、愕然とする(表4参照)。30年にわたって遺された子供たちの支援活動を行っているアメリカのダギー・センター前CEOのドナ・シャーマン氏は、来日のたびに、親やきょうだいとの死別後に適切な支援を受けられなかった子供たちは心身に少なからぬ影響を受け、不安感が強い、自己肯定感、自己コントロール力の低下、他者との関係を築きにくい、将来に対する希望を持ちにくい、うつや自殺に至るなどの影響が、死別を経験していない子供に比べ3~10倍も高くなることが明らかになっていると警告している。

特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センターでは、2013年1月より毎月「大切な人を亡くした子どもとその家族のつどい」を開催している(http://www.izoku-center.or.jp/)。子供と保護者をユニットとして受け容れるピアサポートの場だが、同様の活動の広がりを強く望む。

生産性第一の社会の流れの中で、悲しみや悔いや怒りなど否定的な感情は大切に扱われておらず、筆者はそのことが現代社会に生きにくさをもたらしている大きな要素と考えている。大切な人との死別は、おそらく人生でもっとも苦しい出来事だが、死別によってもたらされる悲嘆は一義的には病理ではない。大切な人であったからこその、人間として自然な反応である。受け容れ難い不条理と折り合いをつけて生きていくためには、湧き起こる感情を受けとめ、向き合う時間と空間が必要だ。その時間をたった独りで過ごすのではなく、寄添い、見守る人の存在が傍にいること、そのよ

うな環境つくりこそが遺族支援の基本と考える。感情を封印することなく、必要なだけ涙を流すことによってのみ、本来私たちに与えられている困難に対処していく力(レジリエンス)が発揮され、生活再建も含めた人生の再構築につながると筆者は信じている。喪失悲嘆の理解は、現代社会全体の大きな課題ではないだろうか。

47都道府県への自死遺族支援事業現況調査

~平成27年1月実施(特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター)

表 1

自死遺族支援事業	行っている	いない	無回答	合計
都道府県として	43	4	0	47
市区町村として	25	21	1	47
民間の活動	36	7	4	47

表2

何を行っているか? (複数回答)	都道府県	市区町村	民間
遺族のつどい~わかち合い	28	19	36
電話相談	26	9	9
面接相談	28	5	2
研修や啓発事業	31	13	8

表3

遺族の集い~わかち合いの会 実施状況			
都道府県 + 市区町村 主催	58		
民間(団体 または 個人)	79		
合計	137か所		

表4

遺族のつどい参加対象者 (複数回答)	都道府県	市区町村	民間
親族のみ	19	18	49
親族以外も含む	16	16	36
子どもも含む	7	7	20
子どもに特化	0	0	5

COLUMN 3

自殺対策における官民連携の在り方を振り返る

今後の自殺対策―その真価が問われるのはこれから―

自殺総合対策の在り方検討会 委員自殺対策推進会議 座長自殺対策官民連携評価会議 座長(平成28年3月まで)樋口輝彦

我が国で自殺が社会問題化したのは平成10年に急増したことが契機になったが、それ以前も我が国の自殺者数は先進国の中では多い状況にあった。しかし、自殺防止の取組は専ら民間の地道な活動に依拠してきた。10年以降の自殺者の急増を受けて自殺防止対策が国策として取り組まれることになったが、不幸中の幸いということができる。国はこの急増を受けて自殺対策の取組を開始したが、その初期の数年間は主として厚労省中心の取組であった。これが政府全体の取組になったのは17年7月に参議員厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が行われ、これを機に政府に「自殺対策関係省庁連絡会議」が設置されてからである。18年6月に自殺対策基本法が公布され、関係閣僚で構成される「自殺総合対策会議」が立ち上げられるに至り、国の自殺対策は本格化するに至った。19年に自殺総合対策大綱が閣議決定され、この大綱に基づく施策の実施状況の評価、見直し及び改善等を検討することを目的に有識者による「自殺対策推進会議」が20年に設置された。21年には地域における自殺対策力を強化することを目的に「地域自殺対策緊急強化基金」が創設された。大綱の見直しを5年後に行うことが決められていたことから、23年の自殺総合対策会議において見直しの検討に着手することが決定された。24年に見直しされた大綱(新大綱)が閣議決定され現在に至っている。この見直しを区切りとして「自殺対策推進会議」は終了し、新たに「自殺対策官民連携協働会議」が設置され、今日に至っている。

自殺対策基本法が制定され、大綱が作成された当時は、我が国の自殺対策はまだ緒についたばかりであり、何が自殺対策の要であるか、重点を置くべきかについては、ある意味試行錯誤の状況であった。したがって、当時の有識者による検討会でのコンセンサスは「今、考えられる方策は重みをつけずにすべてリストし、できる限り実行する」というものであった。

大綱が決定され、基金が創設されたことにより、国、地方自治体、関係の諸団体などによる具体的な取組が進み、5年後の見直しでは、これらの経験やエビデンスをもとに新大綱が改訂されるに至った。この改訂に際しては幅広く意見の聴取が行われ、それらが新大綱に反映されたのも最初の大綱と異なる点である。その主なものを挙げると以下のようになる。自殺対策推進会議でのヒアリングにおいては自殺対策の現場からの報告、民間団体や自死遺族団体からの説明等、官民協働で自殺対策を推進することを目的にした特命チームにおける検討、国立精神・神経医療研究センターと自殺対策関連学会による「大綱見直しに向けての提言」など数多くの提言、見解を基に新大綱が閣議決定されたわけである。

新大綱においては、旧大綱では①全国で画一的な対策になっていたこと、②対策がどれだけ有効であったか、効率はどうであったかについての検証が不十分であったこと、③全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入のバランスが考慮されていなかったことなどが指摘され、地域の実情に合わせた地域レベルの実践的な取組を重視すべきことが強調されている。また、自殺者の年齢分布が年とともに変化し、平成10年の急増当初は中高年男性の自殺死亡率の増加が特徴的であったものが、年とともに若年成人が高くなっており新大綱では若年層向けの対策や自殺未遂者向けの対策を充実すべきことが表現されている。

自殺防止対策は何をよりどころにして検討すべきか。この点は極めて重要な問題である。

多くのエネルギーと国費を投入して行う自殺防止対策の場合には、費用対効果という経済原則の

みでなく、対策を実行する人たちのモチベーションや自信とも関係してくるからである。自殺の原因は多様であり、その分析が容易ではないことは言うまでもないが、常にその努力を重ねることは必要である。新大綱においてもこの点は次のように指摘されている。すなわち、「施策の実施状況を検証・評価し施策が効果的、効率的に実施されていることを確認することが不可欠」。

有効な自殺防止対策を立案するためには何が必要か? そのひとつは、これまでに実施された自 殺防止対策事業の効果をレトロスペクティブに検証することであり、他はランダム化比較試験 (RCT)を計画して検証することである。エビデンスレベルとしては後者の方が高いことは言うまでもないが、これを実施するためには膨大な予算を必要とする。効果が期待される事業であっても、地域、対象、時期によって実際の効果が得られない場合があることを検証によって知ることができる。これらの結果は、次の施策を考える上で極めて有用である。

我が国の自殺防止対策は平成10年の自殺の急増を契機に本格化したが、その初期においては手探り状態であった。とにかく考えられる手立ては可能な限りすべてやってみるという姿勢であったと言える。しかし、経験を重ねることによる英知と科学的なアプローチの成果が蓄積されるように

(自殺対策官民連携協働会議の模様)



なってきた。このことは「新大綱」作成に大きく反映されたと考える。平成27年の自殺者数は急増する前の数値に戻った。これからが自殺総合対策の真価が問われることになる。「科学的根拠に基づく自殺予防総合対策」と民間で行なわれている草の根の活動の両者を共有し、効率的な方法を作り上げるる。世界の中でも価値の高い自殺対策基本的とこそが、メディカルモデル、ソーシャルモデルを総合したものとしてさらに発展させることが期待される。